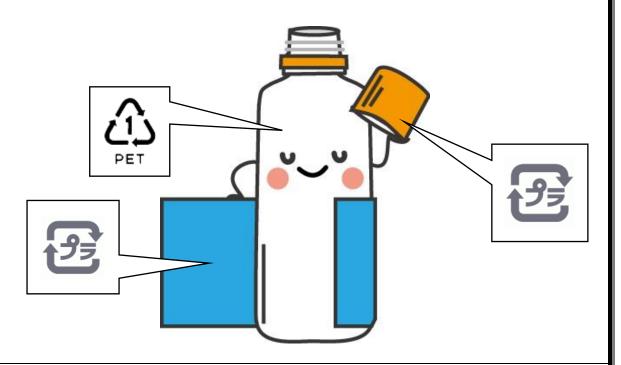
『ペットボトル』の 分別徹底を!!

平成31年4月からは、ペットボトルの分別ができていないと<u>【違反ごみ】</u>になり、収集しませんので、ご注意ください。

ペットボトルは、次のように分別しましょう!





マークは、『燃えるごみ』に出してください。



マークは、『ペットボトル』に出してください。

※ 調味料などのペットボトルで、ラベルがきれいにはがれない場合は、2つに切って 『燃えるごみ』出してください。

【問い合わせ先】住民環境課 電話:78-3122